

令和7年4月14日

役員（非常勤を除く。）及び教職員 各位

新潟大学利益相反マネジメント委員会

委員長 川 端 和 重

産学官連携活動等に係る利益相反自己申告書の提出について（依頼）

本学の役員（非常勤を除く。）及び教職員が産学官連携活動を含む社会貢献活動（以下「産学官連携活動等」という。）を行う上での利益相反を適正に管理し、学外への説明責任を果たすため、当委員会では産学官連携活動等を行う教職員等を対象として、定期的に利益相反自己申告書の提出を求めており、具体的には、産学官連携活動等の相手先企業等から教職員等が受けた経済的利益等について調査を行っています。

ついては、下記1に掲げる産学官連携活動等を行う役職員は、下記2の要領により利益相反自己申告書の提出をお願いします。

なお、大学における研究インテグリティ確保の要請により、外国の企業又は団体から補助金や助成金・報酬（※）・物品・称号等の提供を受ける際は、下記1の⑨の対象として取り扱います。該当する項目と金額等を、同項の「内容」欄へ記入の上、申告くださいますようお願いいたします。
※報奨金、兼務の給与、賞金、贈答品、寄附金、出張費、講演料、執筆料等

記

1 利益相反マネジメントの対象

令和7年度に企業又は団体との間で行う次に掲げる産学官連携活動等を行う役職員。

- ① 共同研究（単年度の直接経費が200万円以上の研究に限る。）
- ② 受託研究（単年度の直接経費が200万円以上の研究に限る。依頼試験及び分析を含む。）
- ③ 自らが関わる特許権及び成果有体物等の譲渡や実施許諾等
- ④ 寄附金の受入れ（一つの企業等からの単年度の受入額が200万円以上の場合に限る。寄附講座及び寄附研究部門の設置に係るものを除く。）
- ⑤ 研究助成金の受入れ（単年度の受入額が200万円以上の研究に限る。）
- ⑥ 研究員等の受入れ
- ⑦ 企業等の役員等（顧問、相談役等を含む。）への従事
- ⑧ 上記①から⑦に類似した活動（例：受託事業、コンソーシアムへの参加等）
- ⑨ その他、役職員が申告が必要と判断した事実がある。

（→次ページあり）

2 申告書提出要領

上記の産学官連携活動等を行う役職員は、次の要領により「利益相反自己申告書（産学官連携活動等）」を提出願います。

- (1) 提出期限 令和7年5月16日（金）まで
- (2) 提出先 研究企画推進部社会連携課知的財産係（E-mail: ip@adm.niigata-u.ac.jp）
- (3) 提出方法 電子メールにて（2）の提出先へ提出願います。
- (4) 申告書様式 本学ホームページに電子ファイル（Word）を掲載しています。

※令和6年度版様式が必要な場合は、下記担当までご連絡ください。

大学ホームページ→研究・社会連携→研究→利益相反マネジメント

URL： <https://www.niigata-u.ac.jp/contribution/research/profits-management/>

- (5) その他 提出期限以後に申告内容に変更が生じた場合や、新たに申告要件に該当することになった場合は、その時点で改めて申告願います。

【本件担当】 研究企画推進部社会連携課知的財産係 滝沢
TEL 内線（五十嵐地区）5367 ※旭町地区からは 8-5367
E-mail： ip@adm.niigata-u.ac.jp